

白山市監査公表第9号

定例監査（支所監査・市民サービスセンター監査）結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査（支所監査・市民サービスセンター監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年7月2日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 竹田 伸弘

- 1 監査の日時 平成27年6月30日（火）  
午前9時33分から午前10時10分まで  
〈鳥越市民サービスセンター〉  
午前11時から午前11時45分まで〈鶴来支所〉
- 2 監査の場所 鳥越市民サービスセンター1階会議室  
鶴来支所2階応接室
- 3 監査の対象 鶴来支所の総務課、税務課、市民福祉課、産業建設課及び鳥越市民サービスセンターの市民サービス課において、平成26年度に支所長及び市民サービスセンター長又は各課長の決裁により、管理している施設や事務執行についての監査を行った。
- 4 実施した  
監査手続 監査の対象となった支所長及び市民サービスセンター長又は各課長の決裁により管理している施設や事務執行について、支所及び市民サービスセンターから提出された資料に基づき、書面監査及び現地確認を実施した。
- 5 監査の結果 鶴来支所の総務課、税務課、市民福祉課、産業建設課及び鳥越市民サービスセンターの市民サービス課において、支所長及び市民サービスセンター長又は各課長の決裁により管理している施設や事務執行は、適正に執行されているものと認められた。